

はじめに

†国民にとつての自衛隊

二〇一四年で自衛隊は誕生してから六〇周年を迎えた。人間で言えば還暦である。前身である警察予備隊は一九五〇年の創設だから、二〇一五年で六五年である。一八七二（明治五）年に誕生して一九四五年の敗戦によって解体された帝国陸海軍は七三年の歴史であった。帝国陸海軍創設から六五年というと一九三七年になり、日中戦争が始まった年である。当時の軍部は国政を左右する巨大な存在であった。

自衛隊はどうであろうか。文民統制下にあつて政治への関与は厳しく制限されており、自衛隊がクーデターを起こすことを心配している国民はほとんどいないだろう。最近の世論調査では、九二・二パーセントの人が自衛隊に対して「良い印象」を持ち、「悪い印象」を持つ人は四・八パーセントに過ぎない（二〇一五年一月内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」）。自衛隊はなくてはならぬ存在として国民に定着したと言ってよいだろう。

しかし、自衛隊が最初から広く国民に受け入れられる存在だったかという点、決してそうではなかった。創設時から憲法違反という批判も受けながら、戦後の平和主義の中で苦しみつつ成長してきたというのが実態である。かつては自衛官という存在自体を否定的に考える風潮もあったのである。たとえば、ノーベル文学賞を受賞した大江健三郎は、「ここで十分に政治的な立場を意識してこれをいうのだが、ぼくは防衛大学生をぼくらの世代の若い日本人の一つの弱み、一つの恥辱だと思っている。そして、ぼくは、防衛大学の志願者がすっかりなくなる方向へ働きかけたいと考えている」(『毎日新聞』一九五八年六月二五日夕刊)と述べたことが知られている。

大江だけが特別だったわけではない。本論でも述べるが、自衛隊員やその家族に対して人権侵害と考える活動が行われたこともあった。その意味では、自衛隊をめぐる世相は大きく変わった。今では『国防男子』『国防女子』といった自衛官の写真集が話題になっており、自衛隊を題材にしたテレビドラマがゴールデンアワーで放送されて高い視聴率をとるなど、かつては考えられないことである。

ただし、自衛隊が広く受け入れられる存在になったということと、自衛隊について国民の理解が進むという点は異なる。集団的自衛権や安全保障法制をめぐる国会やメディアの議論の混乱ぶりを見ても、安全保障に関する日本の議論には首をかしげたくなるものが多い。自衛隊に

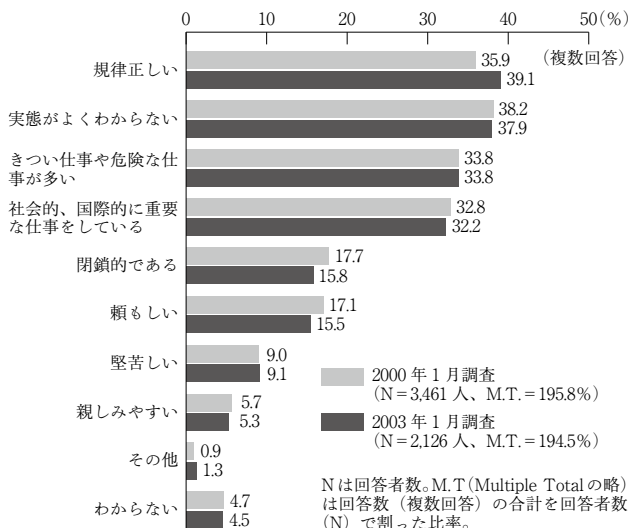


図1 自衛隊への印象

(内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」2003年1月)

についても、メディアで取り上げられることは増えたものの、実態については知られていないことも多いのではないだろうか。

現在の内閣府世論調査の項目からなくなったが、二〇〇三年の調査には自衛隊の印象を問う項目中に、その内容に関する設問もあった。それによれば、「実態がよくわからない」という意見が三七・九パーセントもあった(図1参照)。今から一〇年以上前の調査だが、現在もそれほど変わらないのではないだろうか。

そもそも国防軍ではなく、なぜ「自衛隊」なのか。平和憲法の下で軍隊とは思えない自衛隊のような

組織が作られたのはなぜなのか。自衛隊は他国の軍隊と、どのように違うのだろうか。日本の防衛について、自衛隊はどのような役割を果たすのだろうか。こういった問題を、本書は歴史的経緯を追いながら検証していくことを課題としている。

†四つの視点

自衛隊及び日本の安全保障政策を歴史的に見ていく場合、自衛隊が多くの国民に受け入れられるようになったことと同様に、大きな変化が生じている。それは自衛隊が使われるようになったということである。自衛隊への支持が拡大していった理由の一つに、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった災害時での救援活動がある。さらに、最初は反対が多かった国際平和活動についても、現在では高い評価を受けている。こうした活動が国民の間で自衛隊に関する「良い印象」を高めていったわけだが、以前は、自衛隊は災害支援や一部の民生協力以外には、なるべく使わないようにしようとしていた。これには戦後の平和主義的空氣が大きく影響している。そこで本書では、自衛隊をめぐる政治だけでなく、世論や一般の議論の動向も視野に入れながら述べていくことにしたい。その際、以下のような問題にとくに留意している。

まず、戦後の平和主義との関係である。本文で詳しく述べることになるが、日本における平和主義の主な流れは非軍事、あるいは反軍事と言ってもいい考え方である。憲法九条を基礎と

するものだが、一九五〇年代から六〇年代にかけて大きな影響力を持った中立論でも、スイスのような高度武装中立ではなく、非武装中立といった議論が最大野党から主張されていた。これは第二次世界大戦後の国際社会を見回しても、日本に特徴的な事象である。国連憲章でも自衛のための戦争は肯定されているにもかかわらず、すべての戦争は悪、戦争を行う軍隊は存在自体が悪という考え方であった。

ただ、実は戦後の平和主義にも二つの方向性があったことはあまり語られていない。すなわち、主流になる非軍事を基調とする思潮と、国連への協力を柱とする積極的な平和貢献を考える思潮である。戦後憲法は国連の集団安全保障を前提としていたと考えられる。国連による安全保障とはすなわち、自らは軍隊は持たずに国連によって守ってもらうということである。ここで、国連内における日本の位置が問題となってくる。つまり、独立国家として国連に頼るだけでよいのか、積極的に国連に協力すべきではないのかということである。

二つの平和主義において、前者では自衛隊のような組織は批判の対象となる。一方で後者では、何らかの軍事的組織の必要性が生じ、自衛隊の存在と役割が注目されることになる。結論的に述べると、冷戦時代は前者の非軍事の思潮が中心であったが、冷戦後は後者が注目されることになった。ただ、それは一気に転換したわけではなく、自衛隊の役割が徐々に拡大するという方向であった。平和主義と自衛隊の関係は、現在議論されている安保法制の問題を考える

上でも重要である。

第二は、日米安保体制と自衛隊との関係である。戦後日本の安全保障政策が、日米安保条約を土台に構築されてきたことは、改めて述べるまでもないだろう。戦後日本外交の基本方針となったいわゆる「吉田路線」は、日米安保中心・軽武装・経済重視という政策である。五一年に最初の安保条約が締結され、六〇年に改定されて現在に至っているわけだが、一時は日米安保依存とも言える状況であった。では日米安保条約に依存してしまうのであれば、自衛隊の役割は何かという問題が生じる。また、旧安保条約も、改定された安保条約も、米国に日本を防衛してもらう代わりに、日本は米国に基地を提供するという「基地と軍隊の交換」という基本構造は変化していない。在日米軍基地の存在は日本のナショナリズムを刺激し、反米運動を高揚させた。今の沖縄の状況が、五〇年代の日本でも起こっていたのである。

これが、日本の自主防衛・再軍備による米軍基地撤退という主張の基礎になった。戦後日本で長く語られていく「自主」という言葉は、ナショナリズムを背景としており、米国・米軍との距離をどのように考えるかという問題を生じていく。自主性を強く意識すると自衛隊の役割も拡大することになる。さらに、米国の力の弱体化は日米協力の必要性を拡大することになり、日米協力の必要性と、日本の自主性との関係という問題も生じることになる。この点も、現在の安全保障論議の重要課題である。

第三は、日本における政治と軍事の関係である。政治学では「政軍関係」と言われている。戦前、大きな政治的影響力を持った軍部の活動が、日本が無謀な戦争に至る大きな原因となった。その点への反省から、軍事的組織にはその活動に対する厳しい制約が課せられることになった。戦後、米国から導入されたシビリアン・コントロール、すなわち「文民統制」という考え方自体、それまでの日本にはなかったものであり、そのため試行錯誤しながら組織作りが行われていくことになった。そして「文官統制」とも呼ばれる、戦後日本に特徴的な政軍関係ができるのである。

戦後日本で長く続いた政治体制は、保守である自民党と、革新の野党（中心は社会党）が対立する「五五年体制」であった。この体制下で安全保障は日米安保体制に依存しつつ、開発型政治と呼ばれる「利益誘導型」政治が展開されていった。そのため国内問題が中心となり、外交・安全保障といった本来重要課題となるべき政治問題に、「票にならない」という理由で多くの政治家が関与しないという事態を生むことになった。非軍事の平和主義と相まって、自衛隊の管理運営の中心は防衛庁という官僚組織が担うことになり、災害支援や民生協力以外では、極力自衛隊は使わないことになったのである。いかに使わないか、それが冷戦時代の文民統制であった。そうした状況が、冷戦終了で変化していったのである。これは次の第四の問題を生んだ。

それは、日本における防衛政策の内容と実態という問題である。前述のように、冷戦時代の自衛隊は、防衛庁により厳しく統制された、訓練を中心とした部隊であった。長期計画で装備の充実を図られるものの、なるべく使わないことが前提とされたため、実戦すなわち有事を想定した体制が整備されることもなく冷戦終了を迎えた。有事に対する体制整備は、戦後平和主義の下では、きわめて困難でもあった。第二次世界大戦後の軍事力の主たる役割は「抑止力」である。最終的な核戦争の脅威を前提とした核抑止が想定されていた冷戦時代では、核戦争にながるかもしれない武力紛争が米ソ間、あるいはそれぞれの同盟国間で起こることも抑制されていたため、自衛隊も装備の充実と訓練により、存在としての「抑止力」でよかったわけである。しかし、抑止力と言っても、それは実際に相手が軍事的能力を認めるものでなければ、抑止力として成立しない。一国の軍事力は、所有する兵器のカタログ・データと数で見ることが多いが、軍事的能力をそれだけで見ることはできない。持っている装備の優劣と数量は重要な要素だが、訓練の状況、兵員の練度、士気の高さ、燃料や弾丸等の備蓄、攻撃に耐える力（抗たん性）、部隊・兵員の配置、指揮官の力量、指導者のリーダーシップ、緊急事態への法的体制整備など、さまざまな要因が重なって軍事的能力を構成するのである。

政軍関係という場合、二つの方向性から考える必要がある。一つは「軍による安全」、もう一つが「軍からの安全」である。軍は安全保障の中心的存在である以上、「軍による安全」と

いうのは当然の発想だが、その場合は軍が効果的に活動できるように、なるべく軍を制約しないような体制が求められる。一方で、戦前の日本や途上国での軍部クーデターに見られるように、軍は政府の存在を脅かす実力組織にもなりえる。したがって、軍が暴走しないことを念頭に置いたのが「軍からの安全」という考え方である。これによれば、軍の力はあるべく制約しておく必要があるということになる。戦後日本における防衛組織は、「軍からの安全」を主眼とした組織設計が行われたと言える。

すなわち、自衛隊の活動を制約するということは、一方で「抑止力」を削ぐということにもなるわけである。冷戦という「長い平和」な時期には、自衛隊をなるべく使わないように考えられてきたからそれでも良かったかもしれない。また、非軍事の平和主義の下で培われた「平和国家日本」というブランドそのものは、今後も大事にしていかなければならない重要な価値である。しかし、強力な軍事力を背景にして現在の国際秩序の変革を行おうという動きをする勢力が現れている現在、自衛隊に課せられている制約をどうすればよいのか、本格的な議論が必要となってきたのである。

以上の四つの視点を中心に、自衛隊はどのように生まれ、そして成長してきたのか、歴史的に見ていくことにしたい。自衛隊、そして日本の安全保障政策の今後を考えていくためにも、これまでの歩みを一度振り返っておく必要があると思われる。